

北海道税条例等の一部を改正する条例の概要

総務部財政局税務課

項 目	内 容	備 考
1 改正の趣旨・必要性等	<p>地方税法の改正に伴い、法人の事業税、自動車税等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行う。</p> <p>【必要性・背景】 平成31年度の地方税制改正のうち地方税法と同様の措置を講ずる必要があるもの等について、北海道税条例を改正し、対応しようとするものである。</p>	
2 改正の内容	<p>第1条・第2条（北海道税条例の一部改正）</p> <p>(1) 個人道民税</p> <p>ア 非課税措置の対象の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身児童扶養者を非課税措置の対象とする。 <p>イ 復興支援のための居住用財産の特例の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡所得に係る特例控除について、東日本大震災により居住の用に供していた家屋が滅失した場合に、当該家屋の敷地の用に供していた土地の譲渡期限を3年延長し、併せて家屋が滅失していない場合の家屋又は土地の譲渡についても特例控除の対象とする。 <p>(2) 法人事業税</p> <p>ア 特別法人事業税（国税）の創設に併せた法人事業税の税率の見直し</p> <p>イ 地方創生に係る寄附に対する税額控除の控除上限額の引き上げ</p> <p>(3) 自動車税（環境性能割）</p> <p>ア 環境性能割の税率の見直し</p> <p>イ 環境性能割の臨時的軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る税率を軽減する。 <p>ウ 環境性能割の課税標準の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎バス、バリアフリー性能の優れた自動車及び先進安全自動車について、課税標準の特例措置を講ずる。 <p>エ 自動車メーカーの不正に伴う環境性能割の賦課徴収の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車メーカーの不正に伴う不足税額について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課す。 <p>(4) 自動車税（種別割）</p> <p>ア 自家用乗用車に係る税率の引き下げ</p> <p>イ キャンピング車に係る税率の引き下げ</p> <p>ウ 種別割の税率の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車については、引下げ前の税率を適用する特例措置を講ずる。 <p>エ 過疎バスに係る減免措置の延長</p> <p>オ 種別割のグリーン化特例の見直し</p> <p>カ 自動車メーカーの不正に伴う種別割の賦課徴収の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車メーカーの不正に伴う不足税額について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課す。 <p>第4条（北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正） 法人道民税、法人事業税及び地方消費税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子情報処理組織による申告が困難である場合の申告方法の特例を設ける。 	<p>第24条の2</p> <p>附則第12条の3の3</p> <p>第39条 附則第7条 附則第7条の2</p> <p>第63条の3 附則第8条の2の1 2②</p> <p>附則第8条の2の10①等</p> <p>附則第8条の2の11</p> <p>第64条</p> <p>附則第8条の5</p> <p>附則第8条の3 附則第8条の4 附則第8条の5 附則第8条の6</p> <p>第35条③～④等</p>
3 施行期日	令和元年10月1日（一部規定を除く。）	